

1 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | m

国立公文書館	
分類	④ 赤
配架番号	3 A
	14
	81-12

SHIPPING ADVICE# 10094
 SACK #
 ITEM #

WEM
 # XOS
 # 301ADV ONHS

極秘
 方情外第百七十九號

世界情勢 日報 (七月二十日、二十一日)

歐米情勢

1 一九四〇年一四五年ニ於ケル米海軍建
 三 魏道明ハ一三二二隻ナリ
 三 頭會談ハ十九日グ
 三 頭會談ハ十九日第二段階ニ入りタリ

東亞情勢

1 マウントバツテン及マツカサハ西
 南太平洋及ヒ印緬戰域ニ於ケル最
 終攻勢ニツキ協議セリ
 2 シエンノットノ更迭ハ軍事の性質ニ屬
 スルモノナリ(バタソン聲明)
 3 吳國楨ハ對日作戰ノ目的トシテ五項目
 ヲ示シアリ
 4 重慶國民參政會(十九日)ニ於ケル委
 員會ノ決議文要旨
 5 重慶國民參政會ハ二十日閉幕セリ
 日本ノ無條件降伏ハ日本ノ消滅及ヒ日
 本人民ノ奴隷化ヲ意味スルモノニ非ス
 (トルーマン發表)

昭和二十年七月二十一日
 北支那方面軍參謀部



◎ 歐米情勢

一九四〇年一四五年ニ於ケル米海軍艦數ハ一、三二二隻ナリ

七月二十日モスクワ放送ニヨレハ、米海軍省發表左ノ如シ

- ・海軍造船所八及民間造船所二八ハ一九四〇年七月一日以降一九四五年七月一日迄ノ間ニ戦艦一〇隻、空母二七隻、護送空母一一二隻、重巡一二隻、輕巡三三隻、驅逐艦三七〇隻、護送驅逐艦五四八隻、潜水艦二一〇隻 計一三二二隻ノ軍艦ヲ建造セリ
- ・五箇年間に海軍造船所ノ建造セルモノハ三三一隻、民間造船所九九一隻ナリ
- ・尙右ノ外ニ一九四五及ヒ四六年ニハ更ニ二二三隻ノ軍艦ヲ建造セララルル筈
- ・一九四〇年七月一日迄ノ米海軍ノ軍艦ハ全部テ三八三隻ナリキ

2 魏道明ハ十九日グルート會談ヲ遂ケタリ

七月二十日重慶放送ニヨレハ、ワシントン十九日ロイテル特電左ノ如シ

- ・魏道明大使ハ十九日米國務長官グルーヲ訪問約二十分間ニ亘リテ會談ヲ遂ケタリ
- ・會談ノ内容及ヒ性質何等發表ナカリキ
- ・駐米支那大使魏道明ハ十九日グルートノ會談後各記者ニ對シ次ノ如ク警告セリ

日本投降條件ヲ提出セリトノ噂本日傳ハルモ冒險ナル憶測ハ儘ムヘキモノナリ

3 三頭會談ハ十九日第二段階ニ入りタリ

七月二十日重慶放送ニヨレハ

(一) ポツダム十九日ロイテル電左ノ如シ

・三巨頭ノ重要會議ハ十九日夜第二段階ニ入り會議ノ初步的目標既ニ達成シタルモノノ如シ

・一般ノ重視スルモノハドイツ問題ナルモノノ如ク同問題ノ決定ハ最早遲延ヲ許ササレハナリ

(二) ポツダム十九日電(米新聞處消息)ニヨレハ、官邊筋ノ傳ヘルトコロ左ノ如シ

・トルーマン大統領、スターリン議長及ヒチャーチル首相ハ既ニ會議ノ日程ヲ決定セリ 即チ

三國外相ハ毎日午前十一時ヨリ三領袖ノ資料準備ノタメ會議ヲ開催シ順番ニ議長ニ出スルコ

トニナレリ

・トルーマン大統領ハ十九日盛大ナル宴會ヲ催シチャーチル、スターリン等其ノ他代表ヲ接待

セリ

◎ 東亞情勢

ノ マウント バッテン及マツカーサーハ西南太平洋及印緬戰域ニ於ケル對日最終攻勢ニツキ協議セリ

七月二十日重慶放送ニヨレハマニラ十九日U。P電左ノ如シ

・マウン、バッテン將軍ハ先週マツカーサー將軍ヲ訪問シ如何ニシテ西南太平洋及印緬戰域ニ

對シ同時ニ對日最終攻勢ヲ發動スルヤニ付キ協議ヲナシタリ

・重要幕僚多クマウン、バッテン將軍ニ同伴セリ

2 シェンノートノ更迭ハ軍事の性質ニ屬スルモノナリ(バッテリーソン聲明)

七月二十日重慶放送ニヨレハワシントン十九日U。P電左ノ如シ

米陸軍次官バッテリーソン次ノ如ク語リタリ

・米駐華陸軍航空司令ノ更迭ハ軍事の性質ニ屬スルモノナリ

3 吳國楨對日作戰ノ目的トシテ五項目ヲ示シアリ

七月二十日重慶放送ニヨレハ

今や國內外共ニ對日問題ニ對シ重大ナル關心ヲ拂フニ至レリ

○歐洲戰終了後聯合軍ノ作戰ハ進捗シ日本ハ士氣ニ對スル上陸將ニ日捷ニ迫レリ

○人類ノ永久的和平ヲ創造スルニハ日本ノ無條件投降ヲ必要トスルモノナリ

○トルーマン大統領ハ對日作戰ハ日本國民ヲ消滅スルニアラス 日本國民ヲ救フモノナリト言

明セリ

○我カ外交部吳次長ハ對日作戰ノ目的ヲ次ノ五項目ニ分ツテ得ト語リタリ

(1)日本ハ必ラス武装ヲ解除スヘキコト (2)日本ノ教育思想ハ改革ヲ要スヘキコト (3)我カ國

土ヲ返還スヘキコト (4)我國ノ損害ヲ賠償スルコト (5)日本ノ戰爭ノ犯罪者ニ制裁ヲ加フル

コト

○我カ國民 參政會モ大會ニ於テ日本〇〇ヲ聯坐犯罪者トシ爾後〇〇ヲ永久ニ取消スヘシト主張

シ右主張ハ我カ國民 參政會ノ最少限厚ノ條件ナリ

○我等ノ對日作戰ハ自的、利己的ナモノニアラス世界ノ永久的和平ノ爲抗戰ヲ續キ來ルモノ

ナリ

○吾人ハ吾人ノ決心ヲ表明スルタメ如何ナル語言ニモコレヲ顯シス我等ハ對日戰ノ目的ヲ貫徹

スヘキモノナリ

重慶國民參政會(十九日)ニ於ケル委員會ノ決議文要旨

七月十九日重慶發モスクワ宛タス電ニヨレハ

・十九日午前ノ參政會議ハ國民大會召集問題ニ關スル三十名ヨリ成ル委員會カヲ提出サレタル

決議文ヲ採可セルカ決議文ノ要旨左ノ如シ

・參政會議議員中ニ意見ノ相違ハ存在スルモ參政會議ノ全議員ハ國內ニ立憲制ヲ速カニ施行ス

ヘク處置ヲ講セサルヘカラサル事ニ就キテハ異議ヲ挾ムモノナシ

・國民大會ハ満足スル程度ニ於テ代議機關タル特質ヲ具備シ益々舉國一致ノ實ヲ擧クルヤウ努

力セサルヘカラス 之カ爲ニ委員會ハ左ノ如キ四ヶ條ヲ會議力採擇セン事ヲ提議ス

(一)國民大會召集ノ時日ニ關スル參政會議議員ノ意見一致セズ 故ニ會議ハ本問題ニ關シ何等

根本的提議ヲナサス政府ニ對シ諸條件ヲ考慮シテ決議ヲ行フヤウ一任スル事

(二)國民大會代表者等ノ權限ニ關シテハ參政會議ハ政府ニ對シ參政會議議員ノ提案ヲ法律の見

地及實際狀態ヲ斟酌シテ然ル後一國民大會ニ提議スル處置ヲ今ノ内ニ講シテ置ク様委

囑スル事

(三)憲法ハ作製次第效力ヲ發生シ以テ可及的速カニ國民ニ以權ヲ讓渡セントスル政府ノ希望ヲ

實現セシムル事

(四)會議ハ國民大會召集前ニ次ノ如キ處置ヲ執ル事ヲ政府ニ對シ請願ス

(イ)統一ト團結ヲ達成スルタメ凡有ル政治的手段ヲ講スル事

（四）參政會議々員ハ中國共產黨カ國家ノ統一ト團結ノタメニ政府ノ措置ニ援助ヲ與ヘ以テ言論自由制ニ關シ豫期ノ目的ヲ達シ個人ノ自由ハ法律ヲ以テ之ヲ保障シ凡テノ政治結社ヲ承認シ地方自治ノ基礎ヲ築クガメ日本軍非占領區域ニ於ケル國民ニヨツテ選任サレタル機關ヲ定成スルコト

●右ノ如キ決議文ヲ提出シ王世杰ハ參政會議々員團結ノ重要性ヲ説キ目ツ彼カ各政黨政派出身ノ參政會議員ヲ協議ノ末承認ヲ得タル旨ヲ簡單ニ述ヘ更ニ余ハ本會議ニ於テ余ノ同役諸君カ口々タル小競合ヲ止メテ舉國一致ノ實ヲ舉クヘクコノ決議文ヲ議場一致採可スルテアラウ事ヲ確信スルト同時ニ政府ニ於テモソノ實現ニ盡力スルテアラウ事ヲ期待スルト結ヘリ

5 重要國民參政會ハ三十日閉幕ナリ

七月二十日重慶放送ニヨレハ中央社電左ノ如シ

●國民參政會ハ十九日國民大會問題及ヒ其他ノ一般議案ヲ通過ナリ

●十九日午前ハ王世杰司會ノ下ニ第十六次大會ヲ又午後ハ王雲五司會ノ下ニ第十七次大會ヲ夫々舉行ナリ

●二十日ハ閉幕日ナルモ午前、午後共ニ大會ヲ舉行午後宋院長報告ノタメ大會ニ出席ナリ

6

日本ノ無條件降伏ハ日本ノ消滅及日本人民ノ奴隸化ヲ意味スルモノニ非ス（トルーマン發表）

七月二十日重慶放送ニヨレハ、ニユーヨーク十九日特電左ノ如シ

●ニユーヨーク、タイムズハ日本トノ和平協定締結ニ贊成スル人士ニ對シ次ノ如ク警告セリ

所謂妥協案ナルモノハ日本領土ヲ獲得シ武裝ヲ解除スルトハイヘ……ドイツト異ナル點ハ日本ハ依然國家ヲ保持シ得ルモノナリ

右方案ニヨレハ日本〇〇統治下ノ政治經濟機構依然トシテ存在シ然モ日本〇〇制ハナチスヨリソノ根深クソノ危險性更ニ大ナルヲ吾人ハ知ルヘキナリ

●トルーマン大統領十九日次ノ如ク語りタリ

無條件降伏ハ日本ノ所謂共榮圈ナルモノニ比較スレハ日本ヲ消滅シ或ハ日本人民ヲ奴隸扱ヒ

ニスル意趣モ存セス 日本ニシテ右條件ニ若キテ投降セハドイツノ如キ運命ヲ免レ實ニ賢明ノ策ト云フヲ得ヘシ 然ラサレハ武力ニ訴フルモノナリ

SHIPPING ADVICE# 10094
SACK # 111
ITEM # 111

81-12

極秘

方情外第四七九號

世界情勢 日報 (七月二十日、二十一日)

歐米情勢

3.2 一、九、四〇年一四五年ニ於ケル米海軍建
三、三、二二ニ於ケル米海軍建
頭道四ハ一、三、二二ニ於ケル米海軍建
三頭會談ハ十九日グ
頭道會談ハ十九日グ
頭道會談ハ十九日グ
頭道會談ハ十九日グ

東亞情勢

1 マウソトバツテシマツカ一サハ西
2 シエンノツキニ於ケル日最
3 スルモノナリヘタソノ性質ニ屬
4 吳國積ハ對日作戦ノ目的トシテ五項目
5 重慶國民參政會(十九日)ニ於ケル委
6 重慶國民參政會(十九日)ニ於ケル委
7 重慶國民參政會(十九日)ニ於ケル委
8 重慶國民參政會(十九日)ニ於ケル委
9 重慶國民參政會(十九日)ニ於ケル委
10 重慶國民參政會(十九日)ニ於ケル委

昭和二十年七月二十一日
北支那方面軍參謀部

高

一九四〇年一四五年ニ於ケル米海軍建造數ハ一、三二二隻ナリ

七月二十日モスクワ放送ニヨレハ、米海軍省發表左ノ如シ

- ・海軍造船所八及民間造船所二八ハ一九四〇年七月一日以降一九四五年七月一日迄ノ間ニ戦艦一〇隻、空母二七隻、護送空母一一二隻、重巡一二隻、輕巡三三隻、驅逐艦三七〇隻、護送驅逐艦五四八隻、潜水艦二一〇隻 計一三二二隻ノ軍艦ヲ建造セリ
- ・五箇年間ニ海軍造船所ノ建造セルモノハ三三一隻、民間造船所九九一隻ナリ
- ・尙右ノ外ニ一九四五及ヒ四六年ニハ更ニ二二三隻ノ軍艦カ建造セララル答
- ・一九四〇年七月一日迄ノ米海軍ノ軍艦ハ全部テ三八三隻ナリキ

2 魏道明ハ十九日グルート會談ヲ遂ケタリ

七月二十日重慶放送ニヨレハ、ワシントン十九日ロイテル特電左ノ如シ

- ・魏道明大使ハ十九日米國務長官グルーヲ訪問約二十分間ニ亘リテ會談ヲ遂ケタリ
- ・會談ノ内容及ヒ性質何等發表ナカリキ
- ・駐米支那大使魏道明ハ十九日グルート會談後各記者ニ對シ次ノ如ク警告セリ

日本投降條件ヲ提出セリトノ噂本日傳ハルルモ冒險ナル憶測ハ儘ムヘキモノナリ

3 三頭會談ハ十九日第二段階ニ入りタリ

七月二十日重慶放送ニヨレハ

(一) ポツダム十九日ロイテル電左ノ如シ

・三巨頭ノ重要會議ハ十九日夜第二段階ニ入り會議ノ初步的目標既ニ達成シタルモノノ如シ

・一般ノ重視スルモノハドイツ問題ナルモノノ如ク同問題ノ決定ハ最早遲延ヲ許ササレハナリ

(二) ポツダム十九日電(米新聞處消息)ニヨレハ、官達筋ノ傳ヘルトコロ左ノ如シ

・トルーマン大統領、スターリン議長及ヒチャーチル首相ハ既ニ會議ノ日程ヲ決定セリ、即チ

三國外相ハ毎日午前十一時ヨリ三領袖ノ資料準備ノタメ會議ヲ開催シ順番ニ議長ニ上スルコ

トニナレリ

・トルーマン大統領ハ十九日幕天ナル宴會ヲ催シチャーチル、スターリン等其ノ他代表ヲ接待

セリ

◎ 東亞情勢

1 マウント・バツテン及マツカイサハ西太平洋及印緬戰域ニ於ケル對日最終攻勢ニツキ協議セリ

七月二十日重慶放送ニヨレハマニラ十九日U・P電左ノ如シ

・マウント・バツテン將軍ハ先週マツカイサハ將軍ヲ訪問シ如何ニシテ西南太平洋及印緬戰域ニ

對シ同時ニ對日最後攻勢ヲ發動スルヤニ付キ協議ヲナシタリ

・重要幕僚多數マウント・バツテン將軍ニ同伴セリ

2 シェンノートノ更迭ハ軍事の性質ニ屬スルモノナリ(バッテリーソン聲明)

七月二十日重慶放送ニヨレハワシントン十九日U・P電左ノ如シ

・米陸軍次官バッテリーソン次ノ如ク語リタリ

・米駐華陸軍航空司令ノ更迭ハ軍事の性質ニ屬スルモノナリ

3 吳國楨ノ對日作戰ノ目的トシテ五項目ヲ示シアリ

七月二十日重慶放送ニヨレハ

今や國內外共ニ對日問題ニ對シ重大ナル關心ヲ拂フニ至レリ
。歐洲戰終了後聯合軍ノ作戰ハ進歩シ日本々士ニ對スル上陸將ニ目捷ニ迫レリ
。人類ノ永久的和平ヲ創造スルニハ日本ノ無條件投降ヲ必要トスルモノナリ
。トルーマン大統領ハ對日作戰ハ日本國民ヲ消滅スルニアラス 日本國民ヲ救フモノナリト書
明セリ

。我カ外交部吳次長ハ對日作戰ノ目的ヲ次ノ五項目ニ分ツテ得テ語リタリ

- (1) 日本ハ必ラス武装ヲ解除スヘキコト
- (2) 日本ノ教育思想ハ改革ヲ要スヘキコト
- (3) 我カ國土ヲ返還スヘキコト
- (4) 我國ノ損害ヲ賠償スルコト
- (5) 日本ノ戰爭ノ犯罪者ニ制裁ヲ加フルコト

。我カ國民 參政會モ大會ニ於テ日本〇〇ヲ對シ犯罪者トシ爾後〇〇ヲ永久ニ取消スヘシト主張シ右主張ハ我カ國民 參政會ノ最少限度ノ條件ナリ

。我等ノ對日作戰ハ自我的、利己的ナモノニアラス世界ノ永久的和平ノ爲抗戰ヲ續キ來ルモノナリ
。吾人ハ吾人ノ決心ヲ表明スルタメ如何ナル語言ニモコレヲ顯ミス我等ハ對日戰ノ目的ヲ貫徹スヘキモノナリ

重慶國民參政會（十九日）ニ於ケル委員會ノ決議文要旨

七月十九日重慶發端ス夕切宛電ニヨレハ

十九日午前ノ參政會議ハ國民大會召集問題ニ關スル三十名ヨリ成ル委員會カ提出サレタル決議文ヲ採可セルカ決議文ノ要旨左ノ如シ

。參政會議議員中ニ意見ノ相違ハ存在スルモ參政會議ノ全體員ハ國內ニ立憲制ヲ速カニ施行スヘク處置ヲ講セサルヘカラサル事ニ就キテハ異議ヲ挾ムモノナシ

。國民大會ハ満足スル程度ニ於テ代議機關タル特質ヲ具備シ益々舉國一致ノ實ヲ擧クルヤウ努力セサルヘカラス 之カ爲ニ委員會ハ左ノ如キ四ヶ條ヲ會議カ採擇セン事ヲ提議ス

(一) 國民大會召集ノ時日ニ關スル參政會議議員ノ意見一致セス 故ニ會議ハ本問題ニ關シ何等根本的提議ヲナサス政府ニ對シ諸條件ヲ考慮シテ決議ヲ行フヤウ一任スル事

(二) 國民大會代表者等ノ權限ニ關シテハ參政會議ハ政府ニ對シ參政會議議員ノ提案ヲ法律的地及實際狀態ヲ斟酌シテ然ル後一一國民大會ニ提議スル處置ヲ今ノ内ニ講シテ置ク様委囑スル事

(三) 憲法ハ作製次第效力ヲ發生シ以テ可及的速カニ國民ニ政權ヲ讓渡セントスル政府ノ希望ヲ實現セシムル事

(四) 會議ハ國民大會召集前二次ノ如キ處置ヲ執ル事ヲ政府ニ對シ請願ス

(イ) 統一ト團結ヲ達成スルタメ凡有ル政治的手段ヲ講スル事

(四) 參政會議々員ハ中國共産黨カ國家ノ統一ト團結ノタメニ政府ノ措置ニ援助ヲ與ヘ以テ自由制限ニ關シ豫期ノ目的ヲ達シ個人ノ自由ハ法律ヲ以テ之ヲ保障シ凡テノ政治結社ヲ認シ地方自治ノ基礎ヲ築クメ日本軍非占領區域ニ於ケル國民ニヨツテ選任サレタルヲ定成スルコト

右ノ如キ決議文ヲ提出シ王世杰ハ參政會議々員團結ノ重要性ヲ説キ且ツ彼カ各政黨政派出身ノ參政會議員ヲ協議ノ末承認ヲ得タル旨ヲ簡單ニ述ヘ更ニ余ハ本會議ニ於テ余ノ同役諸君カ區々タル小競合ヲ止メテ舉國一致ノ實ヲ舉クヘクコノ決議文ヲ議場一致採可スルテアラウ事ヲ確信スルト同時ニ政府ニ於テモソノ實現ニ盡力スルテアラウ事ヲ期待スルト結ヘリ

5 重要國民參政會ハ三十日閉幕ナリ

七月二十日重慶放送ニヨレハ中央社電左ノ如シ
● 國民參政會ハ十九日國民大會問題及ヒ其他ノ一般議案ヲ通過ナリ
● 十九日午前ハ王世杰司會ノ下ニ第十六次大會ヲ以テ午後ハ王雲五司會ノ下ニ第十七次大會ヲ以テ舉行ナリ
● 二十日ハ閉幕日ナルモ午前、午後共ニ大會ヲ舉行午後宋院長報告ノタメ大會ニ出席ナリ

6 日本軍機密保持ハ日本ノ消滅及日本人ノ奴隸化ヲ意味スルモノニ非ス(トルーマン發表)

七月二十日重慶放送ニヨレハ、ニユーヨーク十九日特電左ノ如シ
● ニユーヨーク、タイムズハ日本トノ和平協定締結ニ贊成スル人士ニ對シ次ノ如ク警告セリ
所謂妥協案ナルモノハ日本領土ヲ獲得シ武裝ヲ解除スルトハイヘ……ドイツト異ナル點ハ日本ハ依然國家ヲ保持シ得ルモノナリ
右方案ニヨレハ日本〇〇統治下ノ政治經濟機構依然トシテ存在シ然モ日本〇〇制ハナチスヨリソノ根深クツノ危險性更ニ大ナルヲ吾人ハ知ルヘキナリ
● トルーマン大統領十九日次ノ如ク語りタリ
無條件投降ハ日本ノ所謂共榮國ナルモノニ比較スレハ日本ヲ消滅シ或ハ日本人民ヲ奴隸扱ヒニスル意意モ存セス 日本ニシテ右條件ニ基キテ投降セハドイツノ如キ運命ヲ免レ實ニ賢明ノ策ト云フヲ得ヘシ 然ラサレハ武力ニ訴ケルモノナリ

日本軍機密保持ハ日本ノ消滅及日本人ノ奴隸化ヲ意味スルモノニ非ス(トルーマン發表)



